

9月は高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間です

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

ひとり暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますので、ご注意ください。

【事例】

古い着物を買い取ると電話があり、三日前に業者が自宅に来た。だが、着物の話はなく、貴金属はないかとしつこく聞かれ、仕方なく指輪を3点出し5千円で売ってしまった。高価な指輪だったので後悔している。

事例アドバイス

訪問購入なのでクーリング・オフができます。クーリング・オフの通知を業者に送付するようアドバイスしました。

不要な勧誘は、きっぱり断りましょう。また、貴金属やブランド品をむやみに見せない、触らせないことが大切です。

◎クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘での契約や、訪問購入の場合は、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クーリング・オフをする時は、はがきで通知を出します。書き方は、下記を参考にしてください。

※店舗での買い物は、クーリング・オフできません。

※テレビショッピングやカタログ通販、ネットショッピングもクーリング・オフができず、返品に関する記載に従うこととなります。注文の前によく確認しましょう。

消費生活相談は「1888」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などの相談は、局番なしの「1888」をご利用ください。

「1888泣き寝入り」と覚えてください。

また、町でも消費生活相談窓口を毎月第1木曜日に開催していますので、ご相談ください。（10月より第3木曜日も開催予定です。）

クーリング・オフはがきの書き方



簡易書留

事業者住所
事業者名
代表者名 様

(クレジット契約のある場合には、
信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社名 株式会社○○
(担当者名) △△△

クレジット会社 ×××株式会社

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社名 株式会社○○
(担当者名) △△△

支払った代金○○円を返金し、商品
を引き取ってください

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。

商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。

記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。

はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。

クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。

○お問い合わせ 生活安全課 くらし環境G ☎(84)3618 (直通)